

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年1月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年1月20日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

収税課 稲村課長、富澤主査補

3 件名

未収金徴収の一元化に係る組織体制について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・新しい班を設置しなくても対応可能ということか。

→引き継ぐ債権の件数を踏まえると、現行体制で対応可能である。

・下水道関係で県営水道との徴収一元化の動きがあるが、過年度分の債権の対応はどうなるか。

→一元化後に発生した債権は県が対応し、過年度分は市が対応する。

・水道料金が今回の徴収一元化の対象となっていない理由は。

→水道料金については、未納者に強制執行（給水制限）が可能なためである。

・下水道会計が企業会計に移行するが、扱いはどうなるのか。

→現行どおりである。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

## 第1号様式その1(第4条第4項関係)

令和元年11月20日

## 付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部収税課

件名	未収金徴収の一元化に係る組織体制について									
現状・課題	<p>少子高齢化の進展と人口減少により、市税収入等の減少が見込まれている。 市税の徴収率は千葉県市町村平均より下回っており、税負担の公平性の観点などからも市税等の徴収率の向上が求められている。</p> <p>このようなか、行政経営方針に基づく行政経営改革実施計画(平成30年2月策定)では、未収金の徴収体制を強化し、徴収率の向上を図るために、未収金の徴収の一元化に取り組むこととしており、同計画に基づいて平成30年5月に「未収金の徴収一元化プロジェクトチーム」を設置し、令和2年度からの徴収一元化(現在収税課で徴収の一部を担っている介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に加え、新たに下水道使用料及び給食費の一部の徴収を担うこと。)に向けた検討を行った。</p> <p>その結果を踏まえ、行政経営戦略会議で、徴収体制の強化を図るために令和元年度から収税課に債権管理班を設置することが決定された。</p> <p>その後、新たに加わる債権(未収金)の徴収については、具体的な引継業務や仕組みづくりにおいて検討事項が多くあることが判明したため、その検討については現行の収税課収税班において行うこととし、債権管理班の設置については令和2年度に見送られた。</p> <p>収税班で各滞納管理システムとの連携や収税課で扱う債権(未収金)の範囲、収税班の組織体制などを検討した結果、新たに債権管理班を設置するのではなく現在と同様に収税班内において収納管理担当と徴収滞納管理担当に業務分担を行い、担当者間の連携・協力により対応した方が合理的であるとの結論に至った。</p>									
付議事案	目的	市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料に加え、下水道使用料及び給食費の一部の徴収一元化(収税課において高額滞納者等の徴収業務を行う。)を図ることにより徴収率の向上を目指す。								
	対応方策	令和2年度から未収金の徴収一元化の実施 実施体制については、現行の収税課収税班において行う。								
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から未収金の徴収一元化を実施することについて</li> <li>実施体制については、収税課に新たに債権管理班を設置するのではなく、現行の収税班において行うことについて</li> </ul>									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【企画財政部 部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料(下水道システム)及び給食費(給食収納管理システム)は、債権滞納整理管理システムと連動していないので、移管滞納者の情報管理及び効率運用については遺漏のないよう関係部署と十分調整すること。</li> <li>下水道料金の徴収は、現在外部委託しているので、委託先との協議が必要である。また、市内県営水道供給区域における上下水道料金徴収業務の一元化の動きがあるので、担当部署と綿密な調整を図ること。</li> <li>引き続き債権管理条例について調査・研究を行うこと。</li> </ul>									
スケジュール	・令和2年2月 議員全員協議会で行政組織の見直し報告に併せて報告									
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)				
	条例規則	無		報道発表	無					
	議会説明	有	議員全員協議会(R2.2月)	広報・HP等	無					
	市民参加	無								
参考情報	付議書公表	■ 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (								
	関係法令等									
	関係課									
事業費		0千円 (うち特定財源			千円)					

## (添付資料)

### 市債権徴収一元化に係る検討結果について

#### ● 令和元年度(平成31年度)検討した事項

##### ① 一元管理する各債権滞納管理システム間の連動可能性・連動方法

介護・後期高齢・保育は収税課の滞納管理システムと連動しているが、下水道(下水道システム)及び、給食(給食収納管理システム)は連動しない、変更する予定もないが徴収に必要な滞納者リストを提出することで徴収が可能となる。

##### ② 収税課で扱う債権の範囲(滞納金額)

白井市債権徴収一元化に関する事務取扱要領(H27)により滞納額が5万円以上のものを引継ぐものとする。

##### ③ ①・②を踏まえた費用対効果の検証

下水道・給食についてシステム改修を行わないで徴収一元化を進めるため費用はかからず滞納処分等未収金の整理につながることからメリットがある。

##### ④ 徴収一元化開始後の収税班と債権管理班の業務分担

収税課課長以下10名、収税班は収納管理担当3名、徴収滞納整理担当7名で業務を分担している。現行徴収滞納整理担当は地区割りで滞納処分等を行っており、別表のとおり引き継ぎ債権件数が少ないことから大幅な業務量の増加はない。

また、債権引き継ぎ者と市税等の滞納該当者が重複している場合があるため、各種調査・滞納処分の際を効率的に行うには、現行の収税班1班体制で対応することが望ましい。

##### ⑤ 債権管理条例の研究

債権管理条例については、市税等公法上の債権は地方自治法の規定により債権は時効により消滅するが、民法の規定が適用される給食費は債権が消滅しないため、条例で債権放棄の規定を定め消滅させるか、地方自治法第96条第1項第10号の規定を適用し、議会の議決により債権放棄する方法がある。現状では徴収実績のとおり収税課に移管された件数はそれほど多いものとは判断されず、給食費においても移管の見込みが少ないとから条例の制定によらず、地方自治法の適用により債権整理が可能と考える。

しかしながら、債権管理条例については、権利放棄の明確化、私債

権の議会への議決を不要とするなどメリットがあるため、今後、権利を放棄して迅速に処理しなければならない債権が多く発生した場合などに向けて引き続き調査研究を続けていく。

**別 表**

徴収一元化した債権の実績及びH30年度末の滞納金額

**徴収実績**

項目	年度	人數	滞納額 円	徴収額 円
介護保険	27	23	1,931,170	681,140
	28	30	3,163,870	1,127,100
	29	21	2,726,750	582,360
	30	22	3,246,650	571,576
後期高齢	27	7	909,300	198,300
	28	9	1,365,400	802,200
	29	18	3,219,500	943,000
	30	12	1,372,600	592,800
保育料	28	7	4,834,000	2,922,179
	29	3	1,487,250	217,200
	30	0	0	0

※人數は収税課に徴収業務を移管した人數

滞納繰越債権は収税課との協議により引継ぎしています。

移管基準 1公課 5万以上の滞納者

資産があるにもかかわらず、再三の催告に応じない者

移管滞納者と同一世帯の者

**平成30年度末各債権の滞納金額**

項目	滞納金額 円	件数・人數	備考
介護保険料	17,769,644	166人	5万円以上
後期高齢	3,777,800	22人	5万円以上
保育料	19,897,341	167人	5万円以上
下水道使用料	9,058,962	49人	5万円以上
給食費	8,875,108	44人	5万円以上

※下水道使用料には、受益者負担金 1,312,690 円 (6人) が含まれています。